日調連発第１０１号
平成２６年７月１１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

この度、鹿児島会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

姶良郡湧水町（鹿児島県）　　平成２６年８月１日から
伊　佐　市（鹿児島県）　　平成２６年８月１日から

鹿調発第６０号
平成２６年７月９日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　千年　殿

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　谷口　正美

「鹿児島県姶良郡湧水町及び鹿児島県伊佐市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

平素より，本会の会務運営につきましては，特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，標記制度が鹿児島県姶良郡湧水町及び鹿児島県伊佐市において，平成２６年８月１日より別紙のとおり開始される旨の通知がありましたので，お知らせします。

湧住第　228 号
平成26年6月26日

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　谷口　正美　　様

湧水町長　米　満　　重　満
（住民課扱い）

「湧水町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

向夏の候，貴職におかれましては，ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて本町では，住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的に標記制度を別紙の内容で実施しますのでお知らせいたします。

本制度は，事前に登録した方に対して，その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に，その交付の事実を通知するものです。

つきましては，本制度へのご理解とご協力を賜りますとともに，貴会会員の皆様に周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1．制度実施日　　平成２６年８月１日

2．制 度 概 要　　別紙のとおり



お問い合わせ先
鹿児島県姶良郡湧水町木場 222
湧水町役場　住民課
電話（０９９５）７４－３１１１（内 2152）

別　紙

「湧水町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写しや戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに個人の権利の侵害の防止を図ろうとするもの。

※８士業＝弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

1　実施日　　平成２６年８月１日（事前登録申請受付開始）

2　制度利用の手続等

(1) 制度利用希望者　：　事前登録申請が必要
※湧水町に住民登録又は本籍のある方が申請可

(2) 登　録　期　間　：　登録日から3年後の月末日まで

(3) 受　付　窓　口　：　湧水町役場　・栗野庁舎
・吉松庁舎

3　通知の対象となる証明書の種類

(1) 住民票の写し
(2) 住民票記載事項証明書
(3) 戸籍の附票
(4) 戸籍謄抄本
(5) 戸籍記載事項証明書
(6) 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書
(7) 戸籍一部事項証明書

4　本人への通知

(1) 時期　：　個人→証明書を交付した翌日
８士業→証明書を交付した月の翌月末

(2) 内容　：　①交付年月日、②請求者の種別、③交付した証明書の種別、④通数

5　周知、広報

(1) 「広報ゆうすい」７月号に記事掲載
(2) 湧水町ホームページへの記事掲載（７／15～）
(3) 湧水町役場の各受付窓口等にチラシ配置

市民第　　号
平成２６年６月３０日

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　　谷口　正美　様

伊佐市長　　隈　元　　新
（市民課扱い）

「伊佐市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について
（お知らせ）

向夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、伊佐市政の推進ならびに本市戸籍住民基本台帳事務の遂行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止を図ることを目的に、標記制度を別紙の内容により実施しますのでお知らせいたします。

本制度は、事前に登録した方に対して、その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知するものです。

つきましては、本制度へのご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様に周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

１．制度実施日　　平成２６年８月１日
２．制 度 概 要　　別紙のとおり



お問い合わせ先
伊佐市役所　市民課　市民係
伊佐市大口里１８８８番地
電話　０９９５－２３－１３２６

[別紙]

「伊佐市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写しや戸籍謄抄本を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに個人の権利の侵害の防止を図ろうとするもの。

※８士業＝弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

1　実施日　平成２６年８月１日（事前登録申請受付開始）

2　（１）制度利用希望者：事前登録申請が必要
※伊佐市に住民登録または戸籍のある方が申請可能

（２）登　録　期　間：事前登録者の期間は原則３年間
ただし、年度途中において登録者名簿に記載された場合は、登録された日から起算して２年経過後の最初の３月３１日とする。

（３）受　付　窓　口：大口庁舎　市民課　　菱刈庁舎　地域総務課

3　通知対象となる証明書の種類

（１）　住民票の写し
（２）　住民票記載事項証明書
（３）　戸籍の附票
（４）　戸籍謄抄本
（５）　戸籍記載事項証明書
（６）　戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書
（７）　戸籍一部証明書
（８）　除籍・改製原戸籍謄抄本

4　本人への通知

（１）時期：証明書を交付した月の末日（検討中）
（２）内容：①交付年月日、②請求者の種別、③交付した証明書の種別、④通数

5　周知、広報

（１）　広報「いさ」８月号に掲載
（２）　本市ホームページへの記事掲載
（３）　市民課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）等窓口にチラシ配置